

平成 25 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー等導入推進基金事業) 交付要綱

(通則)

第 1 条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号、以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号、以下「適化法施行令」）という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 本事業は、東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機に防災・減災への取組を柱とする「強靱な国土整備」と、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による「災害に強く、低炭素な地域づくり」が国を挙げての課題となっていることに鑑み、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を支援し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を全国に展開するため、地方公共団体に再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）を造成することを目的とする。

(交付先)

第 3 条 事業の補助金（以下「補助金」という。）は、環境大臣が平成 25 年 5 月 16 日付け環政計発第 1305161 号「再生可能エネルギー等導入推進基金の実施について」の別紙「再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領」（以下「実施要領」という。）の第 2 に定める基金の運用主体となる都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象となる事業)

第 4 条 補助金は、都道府県等が実施要領第 3 に定める事業を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第 5 条 補助金の交付額は、実施要領第 4 により算出した額の合計額とする。

(交付申請手続)

第 6 条 補助金の交付の申請は、都道府県等の長（以下「都道府県知事等」という。）が様式 1 による交付申請書に関係書類を添えて別途定める日までに環境大臣に提出して行うものとする。

(変更交付申請手続)

第7条 補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、都道府県知事等が様式2による変更交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 環境大臣は、第6条の規定による交付申請書又は第7条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式3による交付決定通知書を都道府県等に送付するものとする。

(交付の条件)

第9条 基金は、平成21年度地域環境保全対策費補助金又は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けて造成した基金に積み増し、又は新たに造成するものとする。平成25年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けて造成した基金等により生じた売電収入については、基金に別勘定を設け、又は新たな基金を造成し、管理するものとする。

2 基金等は、他の基金（当該年度以前に造成された「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）」も含む）とは別に経理するものとする。

3 平成25年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けて造成した基金に基づき実施する事業は、平成27年度を期限として実施するものとし、事業が全て終了した場合において、残額がある場合には国費相当額を国庫に納付するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 都道府県知事等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内に、その旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 都道府県知事等は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式4による補助事業中止（廃止）承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、第8条の規定により交付決定の通知を行った後、速やかに支払うものとする。

2 都道府県知事等は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式5による請求書を環境大臣に提出しなければならない。

(実績報告書)

第 13 条 都道府県知事等は、補助事業を完了したとき（第 11 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式 6 による実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 環境大臣は、第 13 条の報告を受けた場合には、実績報告書を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式 7 による交付額確定通知書により都道府県等に通知するものとする。

2 環境大臣は、都道府県等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、都道府県等が議会の議決を必要とする場合で、かつ、本項の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、都道府県知事等の申請に基づき補助金の額の確定の通知の日から 90 日以内で環境大臣が別に定める日以内とすることができる。なお、返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 15 条 環境大臣は、第 11 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 都道府県等が、適化法、適化法施行令その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合

二 都道府県等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 都道府県等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、第 14 条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第 16 条 補助事業の経理に当たっては、補助金と基金に基づき実施する事業に係る証拠書類等の管理については予算及び決算との関係を明らかにし、これを事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

(標準処理期間)

第 17 条 環境大臣は、第 6 条又は第 7 条に規定する申請書が到達した日から起算して、原則として 1 か月以内に交付の決定を行うものとする。

(附則)

- 1 この要綱は平成 25 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 この要綱の取扱の詳細については、環境省総合環境政策局長が別途定めるものとする。